二十二　核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ　重量比による純度が九九・九九パーセント以上のビスマスであって、銀の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
ロ　ラジウム二二六、ラジウム二二六合金、ラジウム二二六化合物若しくはラジウム二二六混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（医療用装置に組み込まれたもの及び装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が〇・三七ギガベクレル未満のものを除く。）
ハ　アルファ線を放出する放射性核種であって、アルファ崩壊の半減期が一〇日以上二〇〇年未満のもの又はその化合物若しくは混合物（装置に内蔵された化合物又は混合物であって、一装置当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三・七ギガベクレル未満のものを除く。）であって、一キログラム当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三七ギガベクレル以上のもの
二十三　ほう素、ほう素化合物若しくはほう素混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、ほう素一〇のほう素一〇及びほう素一一に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素から構成されるもの又はそのほう素を含むもの
二十四　核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ　カルシウムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）カルシウム又はマグネシウム以外の金属の含有量が全重量の〇・一パーセント未満のもの
（二）ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
ロ　三ふっ化塩素
ハ　マグネシウムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）マグネシウム又はカルシウム以外の金属の含有量が全重量の〇・〇二パーセント未満のもの
（二）ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
二十五　アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであって、次のいずれかに該当するもの
イ　容量が〇・一五リットル超八リットル未満のるつぼであって、次のいずれかに該当する材料（重量比による純度が九八パーセント以上のものに限る。）からなるもの又はその材料により被覆されたもの
（一）ふっ化カルシウム
（二）メタジルコン酸カルシウム
（三）硫化セリウム
（四）酸化エルビウム
（五）酸化ハフニウム
（六）酸化マグネシウム
（七）ニオブ、チタン及びタングステンからなる合金であって、窒化したもの
（八）酸化イットリウム
（九）酸化ジルコニウム
ロ　容量が〇・〇五リットル超二リットル未満のるつぼであって、重量比による純度が九九・九パーセント以上のタンタル製のもの又はそのタンタルで裏打ちされたもの
ハ　容量が〇・〇五リットル超二リットル未満のるつぼであって、重量比による純度が九八パーセント以上のタンタル製のもの又はそのタンタルで裏打ちされたもののうち、タンタルの炭化物、窒化物、ほう化物又はこれらのいずれかを組み合わせたもので被覆されたもの
二十六　ハフニウム若しくはハフニウム合金（ハフニウムの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物（ハフニウムの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品
二十七　リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、リチウム六のリチウム六及びリチウム七に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたリチウムから構成されるもの又はそのリチウムを含むもの（熱ルミネセンス線量計に組み込まれたリチウム化合物又はリチウム混合物を除く。）
二十八　タングステン、タングステンの炭化物又はタングステンの含有量が全重量の九〇パーセントを超える合金であって、質量が二〇キログラムを超え、かつ、内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの（おもり又はガンマ線のコリメータ用に設計されたものを除く。）
二十九　ジルコニウム若しくはジルコニウム合金（ジルコニウムの含有量が全重量の五〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物（ハフニウムの含有量がジルコニウムの含有量の五〇〇分の一未満のものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品（厚さが〇・一ミリメートル以下のはくを除く。）
三十　ふっ素製造用の電解槽であって、製造能力が一時間当たり二五〇グラムを超えるもの
三十一　ガス遠心分離機のローターの製造用若しくは組立に用いられる装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　ガス遠心分離機のローターのチューブ、バッフル及びエンドキャップの組立用の装置
ロ　ガス遠心分離機のローターのチューブの中心軸を調整するための装置
ハ　次の（一）から（三）までのすべてに該当するベローズ（アルミニウム合金、マルエージング鋼又は繊維で強化した複合材料からなるものに限る。）の製造用のマンドレル又は型
（一）内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの
（二）溝のピッチが一二・七ミリメートル以上のもの
（三）溝の深さが二ミリメートルを超えるもの
三十二　遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの（第五条第二十四号ロに該当するものを除く。）
イ　長さが六〇〇ミリメートル以上の弾性ローターを試験することができるように設計したものであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの
（一）外径が七五ミリメートルを超える弾性ローターを試験することができるもの又はジャーナルの径が七五ミリメートルを超えるもの
（二）重量が〇・九キログラム以上二三キログラム以下の弾性ローターを試験することができるもの
（三）一分につき五、〇〇〇回転を超える回転数で試験することができるもの
ロ　円筒形のローターを試験することができるように設計したものであって、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの
（一）ジャーナルの径が七五ミリメートルを超えるもの
（二）重量が〇・九キログラム以上二三キログラム以下のローターを試験することができるもの
（三）修正面上の残留不釣合いが一キログラム当たり〇・〇一キログラムミリメートル以下のもの
（四）ベルト駆動式のもの
三十三　フィラメントワインディング装置であって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル
イ　繊維を位置決め、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの
ロ　直径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満であって、かつ、長さが六〇〇ミリメートル以上の円筒形のローターを製造することができるもの